

競走用馬ファンドの契約にあたって
《契約成立前(時)の書面交付》

発行：株式会社ゴールドホースクラブ

(改訂年月日：平成 27 年 4 月 14 日)

注意事項

- 競走用馬ファンドは、顧客から出資された財産により取得した競走用馬を、愛馬会法人から日本中央競馬会及び地方競馬全国協会に馬主登録のあるクラブ法人に現物出資されます。クラブ法人は中央競馬及び地方競馬（国内の競馬）等に出走させて得た賞金等から諸経費、税金等を控除した額を愛馬会法人対して支払い、支払いを受けた愛馬会法人は当該支払額から利益分配額にかかる税金を控除して、当該控除後の額を出資割合に応じて算出して、顧客に対して支払うというファンドスキームです。競走用馬の成績不振により、配当が顧客の出資した元本額を下回る場合もあり、顧客が出資した元本の全額を回収できるとは限りません。
また、競走用馬によっては、馬体状況等により、競馬に出走することなく引退してしまうこともあるため、元本が保証されているものでもありません。
- 本商品投資契約は、商法535条に規定する匿名組合契約に基づいており、匿名組合営業者の報酬は、当該出資馬が獲得した賞金の4%です。会員の方の出資金支払につきましては、競走馬の代金に相当する競走馬出資金納入のほか、競走馬の維持費相当額等を毎月出資する仕組みとなります。
- 会員が出資した出資馬の権利義務（商品投資受益権）は、譲渡できません。また会員名義の変更は、相続等による承継を除いて行いません。
- 本書面は、金融商品取引法第37条3に規定する「契約締結前の交付書面」ならびに同法第37条4に規定する「契約締結時の交付書面」を兼ねるものです
- 競走用馬ファンドは金融商品取引法第37条6（書面による解除）の適用を受けず、本商品投資契約にクーリングオフ制度（契約成立直後の一定期間内における無条件契約解除）はありません。
- 金融商品取引法第47条3により、顧客は、金融商品取引業者が内閣府令に基づいて提出した事業報告書を営業者の本店において縦覧することができます。
- 本書面は平成23年11月1日現在の法令に基づき作成されています。法令などの改正により取り扱いが変更される可能性があります。

※当交付書面をよくお読みの上、お申し込み下さい。

《目次》

1. クラブ法人及び愛馬会法人	P 1
2. 顧客から出資された財産の運用形態の概要	P 1
3. 商品投資受益権の販売に関する事項	
(1) 入会資格・出資申込の方法等	P 2
(2) 初回のお支払いの際に発行する『請求明細書』に記載予定の項目	P 3
(3) 2回目以降のお支払いの際に発行する『請求明細書』に記載予定の項目 及び自動振替等の方法について	P 3
(4) 会員資格の喪失	P 3
(5) 商品投資受益権の名称	P 4
(6) 販売予定総額及び口数	P 4
(7) 販売単位	P 4
(8) 出資申込期間及び取扱場所	P 4
4. 愛馬会法人が顧客から徴収する手数料及び追加出資金の徴収の方法	
(1) 一般会費	P 5
(2) 追加出資金A(維持会費相当額)	P 5
(3) 追加出資金B(競走用馬保険料相当額)	P 6
5. 匿名組合損益の帰属	P 7
6. 顧客への利益分配額に対する課税方法及び税率	P 7
7. 匿名組合契約(商品投資契約)期間に関する事項	P 7
8. 匿名組合契約(商品投資契約)の変更に関する事項	P 7
9. 匿名組合契約の解除に関する事項	P 8
10. 商品投資受益権の譲渡に関する事項	P 8
11. 顧客から出資された財産の投資の内容及び方針に関する事項	
(1) 商品投資の内容及び制限	P 9
(2) 借入れ、集中投資、他の商品ファンドへの投資及び流動性に欠ける投資対象 への投資の有無	P 9
(3) 当該出資馬の繰上げ運用終了の有無	P 9
(4) 運用開始予定日について	P 9
(5) 運用終了予定日について	P 9
(6) 競走用馬ファンドの運用に係る計算期間	P 10
12. 商品投資販売契約等の種類並びに顧客の権利及び責任の範囲	
(1) 商品投資販売契約の種類	P 10
(2) 顧客から出資された財産に関する顧客の監視権の内容	P 10
(3) 顧客から出資された財産の所有関係	P 10
(4) 顧客の第三者に対する責任の範囲	P 11
(5) 出資された財産が損失により減じた場合の顧客の損失分担に関項	P 11
(6) 顧客から出資された財産に関する収益及び出資馬の売却に伴う代金の受領権	P 11
13. 競走用馬ファンド(当該出資馬)から支払われる所得税、管理報酬及び手数料に ついて	P 13
14. 獲得賞金分配対象額の出資返戻金と匿名組合契約に基づく利益分配額への区分 方法	P 14
15. 競走用馬ファンド(当該出資馬)の支払金に関する事項	
(1) 支払金について(※前述「12. (6) ①」に記載のとおり。)	P 15
(2) 注意事項	P 15

16. 運用終了時（引退時）の支払について	
(1) 精算金額の計算方法	P 16
(2) 支払方法及び支払時期	P 16
(3) 注意事項	P 16
17. 顧客への運用状況の報告の方法、頻度及び時期	
(1) 期間運用報告書	P 16
(2) 財産運用状況報告書・分配金及び出資金通知書	P 16
18. 競走用馬ファンド(当該出資馬)に係る資産評価に関する事項	P 16
19. 計算期間に係る競走用馬ファンド(当該出資馬)の貸借対照表及び損益計算書の書類に関する公認会計士又は監査法人の監査を受ける予定の有無	P 17
20. 当該商品投資契約に関わる紛議について	P 17
21. 商品投資契約に係る法令等の概要	P 17
22. 顧客が愛馬会法人の営業所において法第 18 条に規定する書面を閲覧できる旨	P 17
23. 当該出資馬の海外遠征について	P 17
24. 当該出資馬の登録と転籍について	
(1) 中央入厩馬の地方転籍と地方入厩馬について	P 18
(2) 地方入厩馬の中央競馬の競走への出走について	P 18
(3) 中央入厩馬の地方転籍とその判断	P 18
25. 個人情報の取扱い及び利用目的の特定について	P 19

1. クラブ法人及び愛馬会法人

(1) クラブ法人

- ・ 商号：株式会社ゴールドレーシング
- ・ 住所：東京都港区南青山6丁目6番22号
- ・ 代表者：鈴木康太
- ・ 登録番号：関東財務局長（金商）第1590号
- ・ 資本金：1,000万円
- ・ 主要株主：鈴木康太、金森圭史朗
- ・ 他に行っている事業：該当なし

(2) 愛馬会法人

- ・ 商号：株式会社ゴールドホースクラブ
- ・ 住所：東京都港区南青山6丁目6番22号
- ・ 代表者：金森圭史朗
- ・ 登録番号：関東財務局長（金商）第1589号
- ・ 資本金：：2,000万円
- ・ 主要株主：金森圭史朗
- ・ 他に行っている事業：該当なし

2. 顧客から出資された財産の運用形態の概要

顧客から出資された財産により取得した競走用馬（本書面において「当該出資馬」という。）は、愛馬会法人から日本中央競馬会（以下「JRA」という）及び地方競馬全国協会（以下「NAR」という）に馬主登録のあるクラブ法人に匿名組合契約に基づき現物出資されます。このほか、顧客は、競走用馬のための維持会費出資金等の追加出資金を支払います。

当該クラブ法人は、中央競馬に競走馬登録して主に中央競馬に出走させ、又は地方競馬に競走馬登録して主に地方競馬（国内の競馬）に出走させて得た賞金等から諸経費（※後述「12. (6) ①」参照）を控除した額（本書面において「獲得賞金分配対象額」という。）を、愛馬会法人に対して支払い、支払いを受けた愛馬会法人は、当該支払額を出資割合に応じて算出し、顧客に対して支払うものです（月次）。獲得賞金分配対象額は、一定の基準（※後述「14」記載のとおり。）に従い出資戻戻金と利益分配額に区分します。

クラブ法人は計算期間末に匿名組合契約にかかる決算を確定し、算出された匿名組合損益（※後述「5」記載のとおり。）から獲得賞金分配対象額の内利益分配額として支払った金額を控除した残額を期末における利益分配額として愛馬会法人に支払い、支払いを受けた愛馬会法人は、当該支払額を出資割合に応じて算出し顧客に支払います（年次）。当該金額がマイナスの場合、損失額として当該金額を愛馬会法人は当該通知額を出資割合に応じて算出し、顧客に通知します（両者を本書面において「期末における当期損益分配額」という。）。

また、当該出資馬の引退後に精算金がある場合には、愛馬会法人は当該精算金を出資戻戻金と利益分配額とに区分して上で、出資割合に応じて算出し、顧客に対して支払うものです（引退時）。

3. 商品投資受益権の販売に関する事項

募集馬に対して出資を希望する顧客については、まず、愛馬会法人へ入会して頂く必要があります。（※ただし、学生、未成年者、成年被後見人、被保佐人、破産者、競馬関与禁（停）止者、暴力団関係者等のいわゆる暴力団等反社会的勢力とみなされるものは入会できません。）ので、

本書を熟読の上、以下に定める所定の手続きを行って下さい。

なお、以下の中で『※新規入会した顧客に限ります。』という記載した部分以外は、既に会員になっている顧客も含めて共通の取り扱いとなります。

(1) 入会資格・出資申込の方法等

【入会資格】

- ①学生、未成年者、成年被後見人、被保佐人、破産者、競馬関与禁（停）止者、暴力団関係者等のいわゆる暴力団等反社会的勢力とみなされるものは入会できません。
- ②暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約
 - i 会員（顧客）は、現在または将来にわたって、次に掲げる次に掲げる反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明、確約します。
 - ・暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等もしくは社会運動等標榜ゴロ
 - ・その他前記に準ずる行為
 - ii 会員（顧客）は、自らまたは第三者を利用して次に掲げる事項に該当する行為を行わないことを表明、確約します。
 - ・暴力的な要求行為。法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ・取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ・風説を流布し、偽計または威力を用いて信用を毀損し、業務を妨害する行為
 - ・その他前記に準ずる行為
 - iii 会員（顧客）は、上記 i の各種いずれかに該当し、もしくは ii の各種いずれかに該当する行為をし、または i にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、通知により会員資格が失効したとしても一切異議を申し立てることができません。また、これにより損害が生じた場合でも、一切会員（顧客）の責任とします。

【出資申込方法】

出資を希望する募集馬の残口状況を電話又は公式ホームページで確認してから出資申込を行って下さい。

愛馬会法人は、顧客から出資申込（営業時間外に出資申込をした場合は翌営業日扱い）が行われた日をもって、

- ・ 『入会申込書（預金口座振替依頼書付）』 ※新規入会した顧客に限ります。
- ・ 『出資申込書』
- ・ 『請求明細書』

これらの届出書類を送付します。

顧客は、出資申込日から 10 日以内に、届出書類に必要事項を記入して、本人確認書類（※運転免許証等のコピー）を添えて愛馬会法人に送付すると共に、『請求明細書』に記載されている合計請求金額を、愛馬会法人指定の金融機関口座（三井住友銀行学芸大学駅前支店普通口座 6821583）に振り込んで下さい。（※振込手数料は顧客負担となります）

愛馬会法人は、届出書類及び本人確認書類の送付を受けると共に、入金確認が取れた段階で顧客に対して

- ・ 『会員証』 ※新規入会した顧客に限ります。
- ・ 『出資証書（※分割払いの場合には完納後に発行）』

を発行します。

(2) 初回のお支払いの際に発行する『請求明細書』に記載予定の項目

- 入会金： 21,600円（税抜価格20,000円、消費税額等1,600円） 但し、消費税率が変化した場合には、その変動率に従うものとする。

※新規入会した顧客に限ります。

- 一般会費： 3,240円（税抜価格3,000円、消費税額等240円）
（顧客が出資申込をした日の属する月（以下「申込月」という）分）

※後述「4.(1)」参照

但し、消費税率が変化した場合には、その変動率に従うものとする。

- 出資金： 一括払いの場合には全額。（※募集馬において、申込時期に応じて所定の割引率が適用される場合がありますので、別添『募集馬パンフレット』を参照して下さい。）

分割払いの場合には申込月分。分割払回数は最大10回まで可能。1ヶ月に1回のお支払になります。

ただし、初回支払月から当該出資馬が2歳5月に到達する月分までの期間内に分割払いを完了することが必要です。よって、分割払いの回数を短縮しなければならない場合がありますので注意願います。※例えば、初回支払月が2歳11月の場合にあつては、分割払回数は5回となります。）

[注意事項]

分割払いの完了前に当該出資馬が保険対象事故により引退した場合には、引退以降における出資金の支払義務は消滅します。

- 追加出資金A（維持会費相当額）： ※後述「4.(2)」参照
- 追加出資金B（競走用馬保険料相当額）： ※後述「4.(3)」参照

(3) 2回目以降のお支払の際に発行する『請求明細書』に記載予定の項目及び自動引落等の方法について

① 『請求明細書』に記載予定の項目

- 分割払い出資金： 2回目以降の分割払い金
- 一般会費： 申込月の翌月以降の分。※後述「4.(1)」参照
- 追加出資金A（維持会費相当額）： ※後述「4.(2)」参照
- 追加出資金B（競走用馬保険料相当額）： ※後述「4.(3)」参照

② 自動引落等の方法について

自動引落については、毎月の20日までに別添の「届出書類」を愛馬会法人に必着するように送付して頂ければ、2カ月後の5日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）から自動引落を開始させていただきます。（20日以降に届出書類が到着した場合には、3カ月後の5日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）から自動引落を開始させて頂くこととなります）

なお、自動引落の手続きが完了していない顧客につきましては、毎月25日頃に送付を受ける『請求明細書』に記載されている金額を、初回と同様に愛馬会法人指定の金融機関口座（三井住友銀行学芸大学駅前支店普通口座6821583）にお振込願います。

(4) 会員資格の喪失

- ① 顧客は、出資金、一般会費、追加出資金A（維持会費相当額）及び追加出資金B（競走用馬保険料相当額）等並びにそれらに伴う消費税等を各支払期日までに納入しない場合には、同期日から納入済みに至るまで、当該債務額に対し、年率20%の割合による延滞利息を支

払うものとしします。

- ② 顧客が、前項の支払義務を納入期日から2ヶ月以上履行しない場合には、会員資格は失効され、当該出資馬に対する一切の権利が消滅します。この場合、顧客は速やかに『会員証』及び『出資証書』を愛馬会法人に返還して頂きます。
 - ③ 顧客は、前記「①」に該当することとなった場合に、愛馬会法人に対して年率20%の割合による延滞利息を支払うことその他、愛馬会法人から下記に掲げる制限を受けます。
 - i 累積回数が過去1年間に2回以上あった場合、当該顧客が別途予定している出資申込に対して、申込受付の拒否等の制限を加えることができます。
 - ii 累積回数が過去1年間に4回以上あった場合、当該顧客を退会させることができます。
 - iii 出資金の一部あるいは全部に相当する金額を滞納し愛馬会法人から請求を受けたにも係わらず、当該期日までに支払がなかった場合には、当該顧客に対し、当該出資馬の出資に係る一切の権利を抹消することができます。
 - ④ 顧客が、本書面の「12. (4) 顧客の第三者に対する責任の範囲」の記載内容に違反する等して、愛馬会法人の円滑な運営を妨げた場合、あるいは、入会資格を偽って入会した場合、又は愛馬会法人、クラブ法人及び他の顧客に不利益となる行為を行った場合、愛馬会法人は当該顧客を退会させることができます。
 - ⑤ 顧客が、愛馬会法人、クラブ法人及び当該出資馬並びにそれらの関係者に対して、公共の媒体（テレビ、ラジオ、インターネット等）及び愛馬会法人が本会会員を対象とした集い等で、誹謗中傷と取れる内容の発言や事実と反する発言等を行い、愛馬会法人あるいはクラブ法人に不利益を及ぼし、又はその可能性を生じさせた場合は、愛馬会法人は当該顧客を退会させることができます。
 - ⑥ 顧客が、愛馬会法人から会員資格に基づいて入手した整理番号（ID）やパスワード等を、愛馬会法人に無断で漏洩あるいは公開した場合は、愛馬会法人は当該顧客を退会させることができます。
- (5) 商品投資受益権の名称
各募集パンフレット及び公式ホームページ上の募集馬をご覧ください。
- (6) 販売予定総額及び口数1頭当たりの募集予定額及び募集口数は、募集馬によってそれぞれ異なりますので募集馬パンフレット及び公式ホームページ上の募集馬をご覧ください。
- (7) 販売単位
愛馬会法人では、全ての募集馬について1口単位で販売しています。
- (8) 出資申込期間及び取扱場所
- ① 申込期間
別添の各募集馬パンフレットに明記した期間内でお申し込みを受付致します。（※各募集馬により異なりますので必ずご確認願います）
ただし、以下の項目のいずれかに該当する場合には、その該当した時点をもって申込を締め切ります。
 - 競走馬登録を行うために、愛馬会法人からクラブ法人に対して当該出資馬を現物出資した時点
 - 募集口数が満口になった時点
 - ② 申込取扱場所
お申込みは、愛馬会法人の事務所において営業時間内（定休日木曜日及び土曜日を除く

午前 11 時より午後 8 時まで) に受け付けています。また、インターネットでは、公式ホームページ上の出資フォームにて随時受け付けていますが、営業時間が過ぎている場合は翌営業日のお取り扱いとなりますのでご注意ください。

4. 愛馬会法人が顧客から徴収する手数料および追加出資金の徴収の方法

愛馬会法人は、以下の項目について、その支払義務の発生に応じて自動引落をします。自動引落をする該当月の原則 10 日前に顧客に対して『請求明細書』を送付します。

(1) 一般会費

当該経費は、愛馬会法人の運営費等に充てられるもので、申込月から支払義務が発生し、出資頭数にかかわらず毎月 1 名につき、3,240 円(税込)の費用をお支払い頂くこととなります。(但し、当該出資馬を有さない会員の場合、定額自動引落一般会費については随時請求書発行はしないものとします。)

① 申込月分のお支払い方法(新規入会者のみ対象)

出資申込日から 10 日以内に、愛馬会法人から送付された『請求明細書』に記載されている該当金額を愛馬会法人指定の金融機関口座に振り込んでください。

② 申込月の翌月以降のお支払い方法

支払義務が発生している月分の翌月 5 日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)がお支払いの期日となります。なお、自動引落の手続きが完了していない顧客の場合には、愛馬会法人から送付される『請求明細書』に記載されている金額を、同明細書の中に記載している期日までに、愛馬会法人指定の金融機関口座に振り込んで頂くこととなります。

(2) 追加出資金 A(維持会費相当額)

当該出資金は当該出資馬の運用において生じる費用(育成費、厩舎預託料、各種登録料及び輸送費など)に充当するためのものであって、当該出資馬が 2 歳 1 月に到達した月分から顧客の支払義務が発生し、これを 1 頭当たり月額 60 万円と設定し、各募集口数で除したものが 1 口当たりの追加出資額となります。当該出資馬の 2 歳 2 月以降に到達した月以降に出資申込をした場合であっても、2 歳 1 月分からの維持会費は遡及して負担して頂きますのでご了承願います。

① 申込月が当該出資馬 1 歳 12 月までの場合

当該出資馬 2 歳 2 月 5 日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)から、顧客指定の金融機関口座で自動引落を開始させていただきます。

なお、自動引落の手続きが完了していない顧客の場合については、愛馬会法人から送付される『請求明細書』に記載されている金額を、同明細書の中に記載している期日までに、愛馬会法人指定の金融機関口座に現金振込して下さい。

② 申込月が当該出資馬 2 歳 1 月以降の場合

出資申込日より 10 日以内に、愛馬会法人から送付された『請求明細書』に記載されている該当金額(※2 歳 1 月分から申込月分までの額)を愛馬会法人指定の金融機関口座に振り込んで下さい。

また、その後の自動引落につきましては、支払義務が発生している月分の翌月の 5 日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)から自動引落を開始させていただきます。

なお、自動引落の手続きが完了していない顧客の場合については、愛馬会法人から送付される『請求明細書』に記載されている金額を、同明細書の中に記載している期日までに、愛馬会法人指定の金融機関口座に現金振込して下さい。

(3) 追加出資金B(競走用馬保険料相当額)

当該出資馬は、民間の損保会社取り扱い競走用馬保険に、2歳1月1日より競走用馬保険に加入するものとし、保険年度は1月1日に始まり12月31日までとします。

当該保険金額に相当する追加出資金に係る顧客の支払義務については、2歳馬保険の場合は1歳11月に到達した月に、3歳馬保険の場合には2歳11月に、4歳馬保険の場合には3歳11月に到達した月に発生します。

ただし、募集の開始日が2歳2月以降となる場合については、募集開始日の属する月の1日より競走用馬保険に加入するものとし、保険年度は2歳馬に限り、募集開始日の属する月の1日に始まり12月31日までとします。

支払義務発生後に顧客が当該出資馬に出資申込をした場合であっても、当該馬齢の年間保険料は、顧客に負担して頂くこととなりますのでご了承下さい。

① お支払方法

2歳馬保険料については、出資申込の際に愛馬会法人が送付した『請求明細書』に年間保険料を記載致しますので、当該金額を愛馬会法人指定の金融機関口座に現金振込をして下さい。

3歳馬及び4歳馬の保険料のお支払については、当該馬齢に到達する前年12月5日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)に、顧客指定の金融機関口座から自動引落をさせていただきます。

② 注意事項

愛馬会法人は、保険約款に従って当該出資馬の競走用馬保険に対応することになります。当該保険約款を要約すると以下のとおりとなりますのでご注意下さい。

i 保険加入に際しては、当該出資馬の健康状態を理由として保険加入ができない場合や、限定条件付きの競走用馬保険となる場合がありますのでご了承下さい。

ii 保険対象事故とは、傷害、疾病、火災及び落雷により死亡した場合となります。

調教中の事故については、平地にて発生する事故に限り保険の対象となり、障害練習及び障害競走において発生する事故などは保険の対象外となります。

iii 保険金額は、2歳馬については募集価格の100%。3歳馬については募集価格の70%、4歳馬については募集価格の50%を保険金額とします。5歳馬以降及び障害馬を対象とした保険には加入致しません。

iv 年間の保険料は、保険金額の3.2%程度(本書面作成日現在)となりますので、当該出資馬の出資割合に応じて負担して頂くこととなります。

v 当該出資馬が平地から障害に転向した場合であっても、障害用の保険には加入を致しませんので障害レースに出走したことによる事故は保険の対象外となります。また、平地の競走用馬保険を解約をせずにそのまま維持致しますが、保険会社との協議の上で、やむなく途中解約した時には、保険会社より支払われる解約返戻金を当該匿名組合の損益計算において、費用の戻りとして取り扱い、匿名組合終了時に精算されます。

なお、当該出資馬が障害試験に向けて行った練習を含めて障害飛越と見なされる行為に起因する事故等は保険の対象外となりますのでご了承願います。

vi 当該出資馬が引退に伴って競走用馬保険を保険期間中に途中解約した時に保険会社から支払われる解約返戻金があった場合には、顧客に当該匿名組合の損益計算において、費用の戻りとして取り扱い、匿名組合終了時に精算されます。

vii 当該出資馬につき不慮の事故が起こった場合は、支給された保険金をもってその損害

全てに対する補填とし、顧客は、愛馬会法人及びその関係者に対して何らの損害請求はできませんので、ご承知おきください。

- viii 分割払にて申込まれた顧客については、分割払期間中に保険事故が発生した場合に限り、納入済みの出資金相当額分の保険金の支払いを受けることが可能です。

5. 匿名組合損益の帰属

クラブ法人は、計算期間末に匿名組合契約にかかる損益計算書を作成します。当該損益計算書は、賞金等の収入から厩舎預託料、保険料、競走馬の減価償却費、進上金、営業手数料等の費用を控除して、利益あるいは損失を算出します。算出された匿名組合損益は、出資馬に対する出資口数の割合に応じ顧客に帰属します。

6. 顧客への利益分配額に対する課税方法及び税率

(1) 顧客が個人の場合

個人顧客（愛馬会法人会員）が2. で定める獲得賞金分配対象額の内利益分配額として受取った金額及び期末における当期損益分配額として受取った額は、雑所得として他の所得と合算され通常の所得税率により総合課税されます。（分配の際に徴収された所定の所得税（20.42％）は、確定申告時に精算となります。）

また、運用期間中に当該出資馬の匿名組合契約から生じた損失金は、次の計算期間以降に生じた利益により填補されるまで繰越します。したがって、他の出資馬の匿名組合契約から生ずる利益に対する必要経費に参入することはできません。但し、当該出資馬の匿名組合契約が終了（ファンド終了時）した際に生じた損失金は雑所得（公的年金等は除く。）内での損益通算は可能ですが、他の所得とは損益通算できません。

(2) 顧客が法人の場合

法人顧客（愛馬会法人会員）が2. で定める獲得賞金分配対象額の内利益分配額として受取った金額及び期末における当期損益分配額（利益の場合）は、法人税の課税所得の計算上、益金の額に算入し、通常の法人税率により課税されます。また、期末における当期損益分配額が損失の場合、当該損失金は当該法人顧客の課税所得の計算上損金の額に算入されます。

当該出資馬の匿名組合契約が終了（ファンド終了時）に利益分配額として受取った金額は、益金として通常の法人税により課税されます。一方、当該出資馬の匿名組合契約が終了（ファンド終了時）に生じた損失金については、法人税の課税所得の計算上、損金の額に算入されません。

7. 匿名組合契約（商品投資契約）期間に関する事項

当該出資馬の匿名組合契約期間は、顧客と愛馬会法人との匿名組合契約成立日から、当該出資馬の運用終了後、愛馬会法人から顧客に請求するうえで最終となる維持会費出資金等追加出資金の納入、及び顧客に対して出資割合に応じて精算金等の双方の支払いが完了した期日を以って匿名組合契約は解除するものとします。

8. 匿名組合契約（商品投資契約）の変更に関する事項

当該出資馬の匿名組合契約は、当該契約が終了するまで本書面に記載する事項の内容が適用されますが、仮に、記載事項の内容について変更しなければならない事態が生じた場合には、愛馬会法人は、原則として顧客に対して同意を得た上で変更を行います。

また、現在適用になっている法律の改正及びその法律の適用を新たに受ける事となった場合においてはその法律が優先される為、記載事項の内容について変更しなければならない場合があります。ご了承下さい。

9. 匿名組合契約の解除に関する事項

(1) 解約の可否及びその条件

顧客は、解約をする日の属する月分までの一般会費、追加出資金A及び追加出資金Bを支払った上で、当該出資馬が運用中であっても匿名組合契約を解約することができます。

ただし、その際に顧客には、当該出資馬に対する権利を放棄していただくとともに、『会員証』及び『出資証書』を愛馬会法人に対して返還して頂きます。

また、本匿名組合は、日本中央競馬会等の競馬に出走する競走用馬等を投資対象とする競走用馬ファンドのため、顧客から納付のあった入会金、出資金、一般会費、追加出資金A及び追加出資金Bを返金することはできませんし、顧客に対して当該出資馬の未精算の配当金及び精算金についても支払うことはできません。

また、解約日は、顧客が解約の意志を記載した書面を送付した日の属する月の末日となります。

(2) 解約の方法

顧客は解約を希望する日の属する月の1ヶ月前までに、愛馬会法人に対して解約をする旨を連絡の後、所定の書類に自署、押印の上、『会員証』及び『出資証書』と共に愛馬会法人に送付し、解約をする日の属する月分までの一般会費、追加出資金A及び追加出資金Bを支払った上で、手続きを完了するものとします。

(3) 解約申込期間

顧客の当該出資馬に関する匿名組合契約の解約申込期間は、匿名組合契約成立年月日より匿名組合契約が解除される日までの期間とします。

(4) 解約によるファンドへの影響

当該出資馬に係る多数の匿名組合契約の解約又は解除があった場合でも、原則として当該出資馬の運用に影響はありません。

ただし、当該出資馬の馬体状況及び競走成績を考慮した上で運用終了する場合があります。

(5) クーリング・オフについて

競走用馬ファンドは金融商品取引法第37条6（書面による契約解除）の適用を受けず、本商品投資契約にクーリングオフ制度（契約成立直後の一定期間内における無条件契約解除）はありません。

10. 商品投資受益権の譲渡に関する事項

顧客は、匿名組合契約上の地位または匿名組合契約上の諸権利を、顧客が愛馬会法人への事前の通知による相続、遺贈、破産、その他これらに準ずる譲渡をする場合もしくは愛馬会法人に譲渡（無償放棄となり、前述「9. (1) 解約の可否及びその条件」が適用となります）する場合を除き、第三者に譲渡することはできません。

また、顧客は、愛馬会法人の事前の書面による承諾がない場合には、匿名組合契約上の地位または匿名組合契約上の諸権利を、第三者に対し、質入、その他担保の設定の処分はできません。

11. 顧客から出資された財産の投資の内容及び方針に関する事項

(1) 商品投資の内容及び投資制限

顧客から出資された財産は、金融商品取引業等に関する内閣府令第7条4ニ記載の競走用馬投資関連業務の規定に基づき、競走用馬（競馬法第14条及び第22条に基づき、JRAもしくはNARが行う登録を受け又は受けようとする競走用馬）に限定して投資を行います。

(2) 借入れ、集中投資、他の商品ファンドへの投資及び流動性に欠ける投資対象への投資の有無

① 借入れについて

当該出資馬の運用に伴う預託料の費用は、顧客から出資される追加出資金Aで充当します。顧客から出資された追加出資金Aで賄えない超過額が発生した場合及び見込むことが困難な出来事に伴う費用については、一時的に愛馬会法人等から資金を借入れることによって補い、最終的な費用負担は当該匿名組合の損益計算を通じて、顧客に帰属します。出資馬の運用終了時に行う精算金額の利益分配額の計算段階で当該借入金額を算入しますので、顧客に対して負担を求めることとなります。ただし、預託料の実績及び見込むことが困難な出来事に伴う費用の合計額が、追加出資金Aの合計額を超過していた場合には、当該超過分を顧客に対して追加請求致しません。

② 集中投資、他への商品ファンドへの投資及び流動性に欠ける投資対象への投資の有無

クラブ法人は、JRA及びNAR等から支払われた賞金等を活用して、別のファンド等への投資は一切行いません。また、愛馬会法人においても利益分配額、出資返戻金を活用して別のファンド等への投資は一切行いません。

よって、利益分配額、出資返戻金については、顧客に対して支払うまでの間、銀行等の金融機関へ預託し、適切な資金管理を行います。

(3) 当該出資馬の繰上げ運用終了の有無

当該出資馬は、馬体状況、競走成績及びその他の事由により運用終了日が繰上がる場合があります。

また、当該出資馬が牝馬の場合には原則として5歳末日を期限としますが、馬体状況、競走成績及びその他の事由により、早期に運用終了日が繰上がる場合があります。

(4) 運用開始予定日について

当該出資馬の運用開始予定日は、2歳到達時（1月1日）とします。ただし、募集開始日が2歳2月以降となる場合には、募集開始日の属する月の1日を運用開始予定日とします。⇒不要では

(5) 運用終了予定日について

愛馬会法人からクラブ法人に対して現物出資された当該出資馬の場合については、馬体状況及び競走成績を考慮し、クラブ法人が当該出資馬の所有権に基づいて、JRAまたはNARの競走用馬としての登録の抹消並びに同会に競走用馬として登録されていない当該出資馬についての登録をしないことの変更手続を判断し手続を行いますので、運用終了予定日は未定です。なお、これら競走馬登録抹消等の時期において、JRAの競走馬登録抹消後にNARに競走馬登録をしない場合も含めて、クラブ法人は、愛馬会法人と会員の間で交わされた匿名組合契約の解除または継続を判断します（本書面において匿名組合契約の解除を「引退」又は「運用終了」という。）当該出資馬の引退後は愛馬会法人へ返還して、愛馬会法人が当該出資馬の所有権に基づいて第三者へ処分します。

なお、当該出資馬に係る第三者に対しての債権債務が確定していない場合は、当該債権債務が確定した期日をもって運用終了日とします。

また、愛馬会法人からクラブ法人に対して現物出資がされてない当該出資馬の場合について

は、当該出資馬の所有権がある愛馬会法人が、馬体状況を考慮の上、クラブ法人に現物出資をしないことの変更手続（本書面において「引退」又は「運用終了」という。）を行い、その後、第三者へ処分を行うこととなりますので、運用終了予定年月日は未定です。

ただし、当該出資馬が牝馬の場合には、原則として5歳末日をもって運用終了としますが、馬体状況及び競走成績を考慮し運用終了日が繰上がる場合があります。また、6歳以降も運用を続行する場合は、愛馬会法人はクラブ法人の決定を受けて、顧客に対し事前にその旨を通知します。

(6) 競走用馬ファンドの運用に係る計算期間

当該出資馬の計算期間は、毎年9月1日に始まり翌年8月31日に終了するものとし、毎年8月31日を決算日とします。但し、費用収益が確定していない事項については、費用収益が確定した時期の計算期間に帰属するものとし、

(7) 会員から出資を受けた財産の管理口座

金融商品取引法第40条の3及び内閣府令第125条の求めに従って、事業者の財産と出資財産とを分別管理するため、営業者（愛馬会法人及びクラブ法人）は、匿名組合運用に関わる顧客から受けた出資金を適切に管理します。定した時期の計算期間に帰属するものとし、

①愛馬会法人における出資財産の資金管理口座

- ・三井住友銀行学芸大学駅前支店 普通預金 6281583
 - ・三井住友銀行学芸大学駅前支店 普通預金 6281594
- 口座名義 株式会社ゴールドホースクラブ

②クラブ法人における出資財産の資金管理口座

- ・三井住友銀行浅草支店 普通預金 1083010
 - ・三井住友銀行学芸大学駅前支店 普通預金 6821550
- 口座名義 株式会社ゴールドレーシング

12. 商品投資販売契約等の種類並びに顧客の権利及び責任の範囲

(1) 商品投資販売契約の種類

商法（明治32年法律第48号、以降の改正を含む。）第三篇第四章第535条により規定された匿名組合の契約形態であって、顧客が匿名組合員となり営業者（本書面において「愛馬会法人」という。）に出資し、愛馬会法人が行う営業から生じる利益を匿名組合員（本書面において「顧客」という。）に分配することを約束する契約です。

(2) 顧客から出資された財産に関する顧客の監視権の内容

金融商品取引法第47条ニに基づき、金融商品取引業者（クラブ法人及び愛馬会法人）が内閣府令に基づき内閣総理大臣に提出する事業報告書は、事業年度終了4ヵ月後から1年間の間縦覧することができます。縦覧を希望する顧客（会員に限らず広く一般が対象となります）は、通常の営業時間中に、愛馬会法人の営業所にて行えます。

なお、閲覧のできる書類は以下のとおりです。

- ・ 計算期間の末日毎に作成した競走用馬ファンドの運用の現状についての事業報告書

(3) 顧客から出資された財産の所有関係

顧客から出資された財産により取得した競走用馬（本書面において「当該出資馬」という。）の所有権は、商法第536条の規定に基づき愛馬会法人に帰属します。当該愛馬会法人は、当該出資馬の所有権により、商法第535条の規定に基づきJRA及びNARに馬主登録のあるクラ

ブ法人に対して現物出資を行うことによって所有権がクラブ法人に移転します。これに伴いクラブ法人は、当該出資馬の飼養管理、J R A又はN A Rに競走用馬としての登録、当該出資馬を預託する調教師及び出走する競走（地方指定交流競走、海外の競走、地方競馬の競走を含む）の選択、当該出資馬の引退手続を行います。また、引退後は愛馬会法人へ返還し、愛馬会法人が当該出資馬の所有権に基づいての第三者への処分を行うものとします。

なお、愛馬会法人からクラブ法人に対して現物出資がされてない当該出資馬の第三者への処分については、当該出資馬の所有権がある愛馬会法人が行うものとします。

(4) 顧客の第三者に対する責任の範囲

当該出資馬の顧客は、組合員として匿名組合契約に基づき出資した資金及びそれより得られた利益の範囲内で愛馬会法人の行為に責任を負うこととなります。

また、当該出資馬に出資した顧客は、愛馬会法人の経営及び運用管理に参加することはできません。

なお、顧客は当該出資馬の出資者であるが故をもって当該出資馬について馬主行為を行ったり、当該出資馬について調教師、調教助手、騎手、厩務員等と接触すること及びJ R A・N A Rの厩舎地区に立ち入ることはできません。当該出資馬に関して顧客が問い合わせ等をする場合には、必ず愛馬会法人を通じて行うものとします。

(5) 出資された財産が損失により減じた場合の顧客の損失分担に関する事項

顧客の損失分担について

競走用馬ファンドは、当該出資馬をJ R A及びN A Rに馬主登録のあるクラブ法人により競馬に出走させることによって賞金等を取得させ、当該賞金等から諸経費を控除した額（獲得賞金分配対象額）をクラブ法人は愛馬会法人に支払い、支払いを受けた愛馬会法人は当該金額から利益分配額にかかる源泉所得税（※利益分配額の20.42%）を控除して、当該控除後の金額を出資割合に応じて算出し、顧客に対して支払うというファンドスキームです。獲得賞金分配対象額に含まれる出資返戻金が、当該出資馬に出資した元本を下回る場合もあり、この場合、顧客が当該出資馬に出資した元本の全額は戻りませんので、本商品投資契約は元本が保証されたものではありません。

また、競走用馬によっては、馬体状況等により、競馬に出走することなく引退してしまうこともあるため、収益が保証されているものでもありません。

なお、当該出資馬に関する顧客の損失負担は2歳1月1日（※ただし、募集の開始日が2歳2月以降となる場合には、募集開始日の属する月の1日）の到達時より発生します。従って、2歳の到達前に当該出資馬が死亡もしくは競走能力を喪失した事態を含めて何らかのやむを得ない事由により匿名組合契約を解除することになった場合には、当該出資馬の出資金及び追加出資金B（競走用馬保険料相当額）は、顧客に対して全額返還されます。

当該出資馬が2歳到達時期（1月1日）以降においては、死亡、競走能力を喪失して廃用となった事態を含めて、当該出資馬の競走成績の如何に関わらず、当該出資馬の競走馬出資金、追加出資金A（維持会費相当額）及び追加出資金B（競走用馬保険料相当額）等その他愛馬会に納入済みは一切の金額は会員に対して返金致しません。また、競走馬出資金について会員は、愛馬会法人の請求にしたがって募集価格に充つるまでの金額納入義務から逃れられないものとします。

（前述「3.(1)及び(2)」参照）。

(6) 顧客から出資された財産に関する収益及び出資馬の売却に伴う代金の受領権

当該出資馬の出資金を一括納入された顧客または分割払いを完納した顧客出資割合に応じ

て以下に定める受領権を所有します。

ただし、当該出資馬の出資金を分割払いしている顧客の場合であって、2歳5月までの期間内に保険事故が発生した場合に限り、納入済み出資金相当額分の競走用馬保険金の受領権が発生します。

① 賞金等の受領権

顧客が所有する賞金等に係る受領権は、クラブ法人が馬主として当該出資馬を競馬に出走させて得た本賞、距離別出走奨励賞、内国産馬所有奨励賞、付加賞、出走奨励金の合計額（本書面において「賞金」という）に、特別出走手当及び競走取り止め交付金を加えた額（本書面において「賞金等」という。）から、JRA及び地方競馬主催者等からの賞金交付時に係る源泉所得税、進上金、クラブ法人営業手数料、消費税及び競走優勝特別経費（※当該出資馬が優勝した場合に限る）の各項目の合計額（本書面において「諸経費」という）並びに愛馬会法人が顧客に利益の分配を行う際の源泉所得税を控除して算出した金額（本書面において「支払金」という）にあります。

② その他の受領権

顧客が所有する前記①以外の受領権は、当該出資馬の引退時において、事故見舞金（※後述「③ i」参照）、診療費補助金、装蹄費補助金、売却代金（※後述「③ ii」参照）、及び保険金（保険事故により支給された額又は解約返戻金）、所得税精算金（※後述「③ iii及びiv」参照）、消費税精算金（※後述「③ v」参照）の各項目の合計額を合算した額（本書面において「精算金」という）になります。

③ 注意事項

i 事故見舞金・抹消給付金・同付加金について

事故で一定期間出走できない場合又はJRAの競走用馬としての登録を抹消する場合に日本中央競馬会馬主相互会より交付を受けるものです。

また、当該出資馬が本書面「24. 当該出資馬の引退後の再登録について」に該当する場合には、当該出資馬の引退に伴い交付を受ける予定の事故見舞金が、分割（初回の引退精算時及び再登録後の引退精算時）して交付される場合があります。よって、当該出資馬が日本中央競馬会に競走用馬として再登録して、その後再び登録を抹消した際に支払いを受ける予定の残額分については、原則として従前の匿名組合契約の顧客にその受領権があります。

ただし、当該顧客の再出資の状況如何によっては、当該顧客の受領権が消滅する場合がありますのでご注意ください。

ii 当該出資馬の売却代金の算出

a 牡馬については、売却ができた場合には、原則としてその売却代金（消費税抜き）となります。ただし、第三者を介して売却を行った場合には諸経費（売却代金の5%）を控除した金額となる場合があります。

また、種牡馬となる場合には、その売却代金の60%相当額（消費税控除後）となります。

b 牝馬については、当該出資馬の生産者が募集総額の5%で買い戻した代金（本書面において「5%ルール代金」という）となります。ただし、当該出資馬が競走能力喪失に基づいて支給される事故見舞金（中央競馬馬主相互会規程3号及び4号）の支給対象となる場合にあっては、5%ルール代金から、当該事故見舞金を控除した額とします。当該事故見舞金額が5%ルール代金を超過する場合には売却代金の適用はありませんので

ご了承ください。

iii J R A及び地方競馬主催者源泉所得税精算金

J R A及び地方競馬主催者が賞金支払時に控除した源泉所得税は、クラブ法人の決算において法人税額に充当し精算します。当該所得税精算金はクラブ法人の決算時あるいは運用終了時にクラブ法人が愛馬会法人に支払い、支払いを受けた愛馬会法人は、顧客に支払います。

iv クラブ法人源泉所得税精算金

クラブ法人が愛馬会法人に分配する際に係る匿名組合の利益分配に対する源泉所得税を控除した源泉所得税額は、愛馬会法人の決算において法人税額に充当し精算します。精算後のクラブ法人源泉所得税は、クラブ法人源泉精算金として愛馬会法人を通じて会員に支払います。

v 消費税精算金

出資により獲得した賞金にかかる消費税及び競走用馬の購入代価、厩舎預託料、輸送費等にかかる消費税はクラブ法人の決算において精算されますが、匿名組合の計算において、匿名組合が預かった消費税から、支出した消費税の内仕入税額控除対象額を控除した金額がマイナスであり、クラブ法人の消費税申告を通じて還付を受けた、あるいは還付請求すべき金額がある場合、当該消費税精算額は、クラブ法人の決算時あるいは運用終了時にクラブ法人が愛馬会法人に支払い、支払いを受けた愛馬会法人を通じて、顧客に支払います。当該精算金に係る顧客の分配請求権は、運用終了時に生じます。

vi 顧客にはない受領権

以下に定めるものの受領権は愛馬会法人にあり、顧客に受領権はありません。

- a クラブ法人が馬主として J R A及び地方競馬主催者から取得した賞品（カップ、盾、レイ、賞状、メダル等）
- b クラブ法人が中央競馬馬主相互会から支払を受ける診療補助金及び装蹄費補助金のうち、当該出資馬が引退した日の属する月から2カ月を超えて中央競馬馬主相互会から支払を受けたものに限る。※例えば、3月に当該出資馬が引退した場合には、同年5月以降に支払を受けたものということになります。
- c クラブ法人所有の競走用馬の情報及び資料の提供等に係る収益

13. 競走用馬ファンド（当該出資馬）から支払われる所得税、管理報酬及び手数料について

クラブ法人は、当該出資馬が競馬に出走して得た賞金等から、以下の項目のうち(1)及び(2)に掲げる額を J R A及び地方競馬主催者等により控除され支払いを受けます。

また、クラブ法人は、 J R A及び地方競馬主催者等から支払われた金額から(3)、(4)、(5)及び(6)に掲げる額を控除した金額を愛馬会法人に支払います。支払を受けた愛馬会法人は、当該支払金額から(7)に掲げる額を控除して得た金額を顧客の出資割合に応じて支払います。

(1) 進上金

当該項目は、当該出資馬を管理する調教師、厩務員及び当該出資馬に騎乗した騎手に対して支払われるものであって、平地競走の場合は、賞金（ただし、付加賞を除いた額）の20%に、付加賞の5%を加算した額が支払われます。

また、障害競走の場合は、賞金（ただし、付加賞を除いた額）の22%に、付加賞の7%を加算した額が支払われます。

(2) J R A及び地方競馬主催者からの賞金交付時に係る源泉徴収所得税

当該項目は、当該出資馬が1回の出走につき得た賞金額と特別出走手当を合算した額（以下、「賞金等」という）が75万円を超えた場合に所得税が課税されることとなり、J R A及び地方競馬主催者が賞金等から源泉徴収所得税として控除します。

なお、源泉徴収所得税の計算方法は以下のとおりです。

○ 源泉徴収所得税の計算式

{賞金等－(賞金等×0.2+60万円)} ×10.21%

(東日本大震災復興に関わる復興特別所得税[源泉徴収すべき所得税の2.1%が含まれます])

(3) クラブ法人営業手数料

クラブ法人は、J R A及び地方競馬主催者等から支払われた賞金の4%の額を、営業手数料として賞金から控除します。

(4) 消費税

当該項目は、当該出資馬が1回の出走につき得た賞金から、以下の計算方法により控除されます。

○ 消費税の計算式

(賞金等－源泉所得税－進上金－営業手数料) ×8/108

※1円未満は切り捨て。

※「8/108」は、本書面作成日現在の消費税率。税率変更とともに変更となります。

(5) 競走優勝特別経費

当該項目は、当該出資馬が競走(中央、地方、海外を含む)に出走して優勝した際に、馬主としてクラブ法人が所属厩舎に対して支払う祝儀及び一般の馬主慣行に従って行った祝賀会費用、優勝記念品の製作等の実費の合計額を、当該競走により取得した賞金の10%相当額を超えない範囲で、愛馬会法人は、クラブ法人から支払われた金額から別途、競走優勝特別経費として控除します。

(6) クラブ法人が愛馬会法人に分配する際の匿名組合の利益分配金に係る源泉所得税

当該項目は、クラブ法人が利益分配額を支払う場には所得税が課税されることとなり、クラブ法人が利益分配額から源泉徴収所得税として控除します。

なお、源泉徴収所得税の計算方法は以下のとおりです。

○ 源泉徴収所得税の計算式

クラブ法人が愛馬会法人に支払う利益分配額×20.42%

(東日本大震災復興に関わる復興特別所得税[源泉徴収すべき所得税の2.1%が含まれます])

※当該源泉所得税は、クラブ法人源泉所得税精算金として愛馬会法人の決算において法人税額に充当精算後に年次分配します。

(7) 愛馬会法人が匿名組合契約に基づく利益分配時に係る源泉徴収所得税

当該項目は、愛馬会法人が利益分配額を支払う場には所得税が課税されることとなり、愛馬会法人が利益分配額から源泉徴収所得税として控除します。

なお、源泉徴収所得税の計算方法は以下のとおりです。

○ 源泉徴収所得税の計算式

愛馬会法人が顧客に支払う利益分配額×20.42%

(東日本大震災復興に関わる復興特別所得税[源泉徴収すべき所得税の2.1%が含まれます])

14. 獲得賞金分配対象額の出資返戻金と匿名組合契約に基づく利益分配額への区分方法

(1) 獲得賞金分配対象額(※前述「13」記載のとおり。)の内、(1)の金額から(2)の金額を控除した金額を限度として出資返戻金とします。

① 賞金獲得時における出資金及び追加出資金A並びに追加出資金Bの累積出資金額(過去に出資返戻金があった場合は当該金額控除後の金額)

② 競走馬の賞金分配月の前月末簿価

なお、上記金額の計算方法は以下の通りです。

○競走馬の賞金分配月の前月末簿価の算出方法

・取得価格の算出

取得価格＝競走馬の募集価格－競走馬の募集価格×8/108

・減価償却累計額の算出

(取得価格)／48×日本中央競馬会の施設に入厩し競走馬登録が終了した月から賞金分配月の前月までの月数

・前月末簿価の算出

取得価格－減価償却累計額

※ 1円未満は切り捨て。

※ 「8/108」は、消費税率変更とともに改定されます。

(2) 獲得賞金分配対象額の内、出資返戻金以外の金額は匿名組合契約に基づく利益分配額とします。

15. 競走用馬ファンド(当該出資馬)の支払金に関する事項

(1) 支払金について(※前述「12.(6)①」に記載のとおり。)

愛馬会法人は、支払金がある場合には、当該支払金を出資割合に応じて算出して、利益分配額(※前述「14」記載のとおり。)に係る源泉徴収額を控除して顧客に支払います。

支払時期にあたっては、原則として当該出資馬が中央競馬及び地方競馬等の競馬に出走した日の属する月の翌月末日(金融機関が休業日の場合は前営業日)に顧客指定の金融機関口座へ振り込むと共に、原則として同月25日に顧客に対して『賞金支払明細書』を送付します。

なお、当該出資馬が引退した際に生じた支払金については、精算金と同時に顧客に対して支払する場合があります。

(2) 注意事項

① 地方指定交流競走、地方競馬の競走及び外国における競走に出走した場合の支払の特例
競馬に出走した日の属する月の翌々月末日(金融機関が休業日の場合は前営業日)となる
ことがあります。

② 支払金の留保

顧客が、納入期限の到来した一般会費、追加出資金A、追加出資金B並びにその他の競走用馬ファンドに係る分割払出資金が未納になっている場合は、当該顧客に対する支払金は留

保します。なお、留保した支払金を以って未納金額に充てることはできません。

③ 適用除外

愛馬会法人は、顧客への1回あたりの振込金額が5千円に満たない場合には預り金とし、上記(1)は適用除外とします。預り金額の累計額が5千円以上になった時に、顧客指定の金融機関口座へ振り込みます。

16. 運用終了時（引退時）の支払いについて

(1) 精算金額の計算方法

愛馬会法人は、当該出資馬の引退時に当該出資馬に係る精算金がある場合には、当該精算金額を出資返戻金と利益分配額に区分し、出資割合に応じて算出し、当該算出額から利益分配額に対する源泉所得税(20.42%)を控除して顧客に支払います。

(2) 支払方法及び支払時期

愛馬会法人は、当該精算金額を、原則として当該出資馬が引退した日の属する月から2ヶ月以内に、出資割合に応じて顧客指定の金融機関口座へ振り込みます。当該精算金額算出に変更が生ずる事由がある場合に於いては、外とします。

なお、顧客対して事前に『引退精算書』を送付します。

(3) 注意事項

精算金の留保

顧客が、納入期限の到来した一般会費、追加出資金A、追加出資金B並びにその他の競走用馬ファンドに係る出資金が未納になっている場合は、当該顧客に対する精算金は留保します。留保した精算金を以って未納金額に充てることはできません。

17. 顧客への運用状況の報告の方法、頻度及び時期

(1) 期間運用報告書

愛馬会法人は、当該出資馬の獲得した賞金に関わる『賞金支払明細書』を、原則として支払月の25日に顧客に対し書面で送付します。

(2) 財産運用報告書・分配金及び出資金通知書

当該出資馬の運用状況については、『財産運用報告書』及び『分配金及び出資金通知書』を金融商品取引法第42条七の定めに従って毎年8月31日の決算期終了時から3ヶ月以内に顧客に対し書面にて送付します。

なお、内容については下記のとおりになります。

- ・ 募集総額
- ・ 1口あたりの出資額
- ・ 当該報告書の作成日及び前回の報告書の作成日
- ・ 計算期間末の純資産総額及び1口当たりの純資産額
- ・ 計算期間中における運用の経過
- ・ 計算期間の当該出資馬に関する貸借対照表及び損益計算書
- ・ 前記に掲げる書面に対する公認会計士又は監査法人の監査の有無
- ・ 運用開始から計算期間末までの販売件数、解約件数及び計算期間中における解約件数
- ・ 計算期間中の配当の総額及び計算期間中における1口あたりの配当の金額

18. 競走用馬ファンド（当該出資馬）に係る資産評価に関する事項

前記「17. 顧客への運用状況の報告の方法、頻度及び時期」を参照して下さい。

19. 計算期間中に係る競走用馬ファンド（当該出資馬）の貸借対照表及び損益計算書の書類に関する公認会計士又は監査法人の監査を受ける予定の有無

当該出資馬に関する貸借対照表及び損益計算書の書類について公認会計士又は監査法人の監査を受ける予定はありません。

20. 当該商品投資契約に関わる紛議について

①金融商品取引法第 37 条の 7 第 1 項第 2 号に規定の金融 ADR 制度（起訴に代わる、調停・仲裁等当事者合意による紛議解決方法）に基づく解決方法）に基づく指定第二種紛争解決機関の名称及び住所

・一般社団法人 第二種金融商品取引業協会

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-5-8

②当該商品投資受益権に関する訴訟について管轄権を有する裁判所の名称及び住所

・東京地方裁判所 〒100-8920 東京都千代田区霞ヶ関 1-1-4

・東京簡易裁判所 〒100-8971 東京都千代田区霞ヶ関 1-1-2

21. 商品投資契約に係る法令等の概要

匿名組合契約は、商法 535 条から同法 542 条に規定されている匿名組合契約であって、匿名組合員となる出資者が営業者の営業のために出資し、その営業から生じる利益の分配を受ける契約です。匿名組合においては全ての営業が営業者の名前で行われる為、その営業のため取得された資産は全て営業者の所有に帰し、匿名組合員となる出資者は第三者に対して権利義務が生じませんが、自己の出資金及びそれより得られた利益を限度に責任を負担します。

また、顧客に対し交付する書面、不当な勧誘等の禁止等の行為については、金融商品取引法第 38 条及び第 40 条など、金融商品取引法の規定に基づいて行為規制を受けております。

なお、馬主登録、競走用馬として登録及び抹消については、競馬法（昭和 23 年法律第 158 号）の規定に基づいて規制を受けております。

22. 顧客が愛馬会法人の営業所において事業報告書を閲覧できる旨

顧客は、前述「12. (2)」記載のとおり、金融商品取引法第 47 条二により、愛馬会法人の営業所において、クラブ法人及び愛馬会法人の業務及び財産の状況を記載した事業報告書を当該営業所の営業時間中に閲覧することができます。

23. 当該出資馬の海外遠征について

当該出資馬を海外における競走に出走（以下「海外遠征」という）させる場合には、当該出資馬の所有権があるクラブ法人が決定し、愛馬会法人は顧客に対してその旨を通知します。

当該出資馬が海外遠征するために生じた、輸送費、検疫・輸送等の帯同人件費、登録料、海外保険等の経費について当該出資馬の競走成績に関わりなく、顧客はこれを出資口数に応じて負担する義務（海外遠征追加出資金）があります。賞金等の受益権は、顧客にあります。

海外遠征では、クラブ法人への賞金等の入金時期が遠征先の事情により異なり、また遠征費用の全てを把握するのに時間を要することから、愛馬会法人は収入費用が確定し次第、分配・追加出資等の事務作業を行い通知します。

海外遠征の場合、進上金の取扱いについては、遠征先のルールに従うものとし、このルールに

において本邦規定の調教師・騎手・厩務員が対象となっていない等の場合、適宜本邦規定等を準用する場合のあることを顧客は了承するものとします。一方、J R A交付の褒賞金についてはこれを進上金の対象とします。

24. 当該出資馬の登録と転籍について

(1) 中央入厩馬の地方転籍と地方入厩馬について

中央入厩馬は、中央競馬に競走馬登録して、主に中央競馬の競走に出走させます。地方入厩馬は地方競馬に登録して主に地方競馬の競走に出走させます。ただし、地方入厩馬が中央競馬の競走に出走する場合があります。(※本条で後述する(2)参照)、また中央入厩馬が地方競馬の競争に出走する場合があります。(※本条で後述する(3)参照)。顧客は、出資馬がJ R A・N A Rのいずれに競走馬登録された場合においても、匿名組合契約が終了するまでの間、本書面に定める権利義務に従って、維持会費出資金等の追加出資金納入等を行い、また、賞金等の分配を受けます。

(2) 地方入厩馬の中央競馬の競走への出走について

地方入厩馬は地方競馬における認定競走または指定競走に優勝することによって3歳の年度末までに限り、J R Aの主催する特別指定競走への出走資格が与えられます。この制度を利用して、地方入厩馬が中央競馬の競走に参戦する場合があります。その他、認定競走優勝の有無及び馬齢に関わらず、J R Aの主催する指定競走等に、地方入厩馬が出走する場合があります。また、地方入厩馬が中央競馬に競走馬登録を行い、N A R所属からJ R A所属へと転籍する場合があります。

(3) 中央入厩馬の地方転籍とその判断

① J R Aにて運用されていた中央入厩馬が地方に転籍する場合について

J R Aにて運用されていた中央入厩馬は、地方に転籍して運用を継続する場合があります。より多くの収益を期待して地方競馬に転籍させるほか、次項②の掲げる「再度J R Aに登録する制度」の利用を目的とする場合があります。

② J R A未勝利馬が転籍してその後再度J R Aに登録する制度について

当該出資馬がJ R Aの平地競走において未勝利(平地重賞競走において2着のある場合を除く。未出走の場合を含む)の場合、3歳未勝利線の番組終了と同時に、平地競走においては、原則いわゆるローカル開催にしか出走できなくなります。また、自動的に500万下条件に編入されますが、出走は、取得賞金のある馬が優先されるため、取得賞金が「0」の未勝利馬は最初に除外の対象になってしまいます。ただし、J R Aの競走馬登録を抹消した後地方競馬に転籍してJ R Aの定める成績(本書面作成時では、J R Aに再登録する際において、地方競馬の競走で2勝以上を挙げている2～3歳馬、もしくは、3勝以上を挙げている4歳以上の競走馬)を挙げた競走馬については、再度J R Aの競走馬登録を行った場合(以下本書面において「J R Aの再登録」という)取得賞金が「0」でなくなり、未勝利馬ゆえの出走制限を受けることなく出走できることとなります。当該出資馬がこの制度を利用してJ R Aの再登録を目的にN A Rに競走馬登録した上、地方競馬の競走において運用される場合があります。この場合においても前記(1)の運用方針に従って当該出資馬は運用されます。

③ 引退・運用終了の判断とその後の地方競馬への出走について

J R Aの競走馬登録を抹消する、あるいはJ R A未登録の当該出資馬の競走馬登録を行わないことをもって、引退・運用終了、匿名組合契約終了とする判断については、当該出資馬の運用継続による採算性を予測し、その時点での見通しを基にクラブ法人が行います。当該

出資馬が、未勝利馬の場合において、前項②記載の地方への転籍は必ずしも行われるものではありません。また、地方競馬に転籍後、地方競馬にて運用中に、引退・運用終了、匿名組合契約終了とする判断をとる場合がありますので、前項②記載の「JRAの再登録」は必ずしも行われるものではありません。

また、愛馬会法人と顧客との間の当該出資馬の匿名組合契約が終了する際、当該出資馬が譲渡されることがありますが、当該譲渡によりあらたに当該競走馬の所有権を取得した第三者もしくは営業者（クラブ法人・愛馬会法人）に関わりのある生産（提供）牧場の馬主登録者が、当該競走馬を地方競馬等の競走に出走させることのあることを、当該出資馬の顧客は了承するものとします。クラブ法人は、かかる匿名組合契約終了と判断について、出資会員の利益を最優先に誠実に行うものとします。（ただし、その判断の結果責任を負うものではありません）。当該出資馬が牝馬またはせん馬の場合で、第三者以外（営業者に関わりのある生産（提供）牧場の馬主登録者）に競走馬として譲渡される場合の譲渡価格は売買実例等を基にクラブ法人が適宜判断します。牝馬の場合は、前述「12. (6)③ ii b」に記載の代金が顧客に分配されます。

25. 個人情報の取扱い及び利用目的の特定について

愛馬会法人は、顧客と匿名組合契約をするにあたって取得した個人情報については、取り扱う個人情報に関する情報の漏洩、滅失又は毀損の防止を図るため、個人情報に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について十分に組みつつ、以下に掲げる利用目的の範囲内で取扱いを致します。ただし、法令に基づく場合、又は人の生命、身体又は財産の保護の為に必要がある場合には、当該利用目的の範囲を超えて利用する場合がありますのでご了承ください。

なお、利用目的を変更した場合には、変更された利用目的を書面でお知らせ致します。

- (1) パンフレット・精算書等の愛馬会法人からの各種送付物の発送
- (2) 会費・馬代金等引落、及び支払金の振込
- (3) イベント等の各種

牧場見学ツアーなどのイベントに際して、生産者等との交流を深めることを目的として、愛馬会法人が当該生産者に対して個人情報（氏名、生年月日、性別、住所・居所、電話番号、職業）を紙媒体形式で提供すること（※なお、顧客からの求めがあれば直ちに、当該顧客分の個人情報の提供を停止致します。）

- (4) 愛馬会法人主催の旅行サービス等開催時に参加者氏名等の個人情報を旅行代理店へ通知する。

